

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス宇多津店

綾歌郡宇多津町浜六番丁9 1 番 1 ほか

2 留意事項

当該店舗は周辺の道路事情から、交通安全上、非常に問題がある立地である。特に入口①付近については、県道飯野宇多津線における急な坂を下りた地点、しかも側道と交わり、かつ交差点からの距離も大変近い場所に位置しており、この上さらに当該店舗に係る交通動線が加わることによる事故発生やその危険性の増大について、非常に危惧される。

については、店舗運営にあたっては、講ずることとしている交通安全対策を着実に実施するとともに、次の点に留意したさらなる対策を今後も継続して実施すること。

(1) 「入口①」への入庫

店舗開店後も道路管理者等の関係機関と連絡を密にし、「入口①」への入庫に係る交通安全対策を継続して実施すること。

(2) 「入口①」からの出庫

当該店舗については、周辺道路における交通上のトラブル等が懸念されることから「入口①」からの出庫を誘導経路としていないため、退店車両の出庫防止の徹底を図るとともに、店舗開店後もさらなる出庫防止対策を継続的に検討し、講じていくこと。

(3) 「出入口②」への適切な誘導

さぬき浜街道からの来店者については、JR宇多津駅東交差点を右折し、「出入口②」へ安全に誘導できるよう、案内看板の設置及び折込チラシなどの対策を実施し、周知徹底を図ること。

特に案内看板の設置箇所の増設については、今後も継続して実施すること。また、折込チラシに掲載する誘導経路図については、現在、県に対し示している案よりも大きくまた内容も見やすくするなど、より明確に来店者に対し周知できるよう改善すること。

(4) 「出入口②」からの適切な出庫

当該店舗については、一般生活道路への進入防止のため、「出入口②」からの左折出庫を誘導経路としていないが、大規模小売店舗立地法第5条第1項に係る届出書添付書類「建物配置図」記載の右折出庫を促すロードペイントが現況ではなされておらず、左折出庫を防止するための対策が不十分であると考えられるため、ロードペイントを当初届出書の内容どおりに修正すること。